

京都市立病院整備運営事業

「添付資料4-2 事業契約書(案)」に関する質問

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
1	1	1		1	4			用語の定義 (事業契約書全般)	当事業契約書全体における「合理的」の定義をご教示下さい。	根拠があり、論理的であることを意味します。
2	1	1		1	4			本契約の目的及び解釈	「…合理的かつ合目的に解釈され…」とありますが、「合理的かつ合目的に」の誤りではないでしょうか。	誤りではありません。
3	1	1		4	2			乙に対する支払い	「甲は…乙に対する債権債務を法令の範囲内において対当額で相殺することができる。」とありますが、具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか？	違約金、損害賠償などとの相殺が考えられます。
4	2	1		5	1	5		契約の保証	第5号において規定されている「甲が確実に認める金融機関」には、保証事業会社も含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、そうであれば保証事業会社の保証を明記いただけないでしょうか。	含まれます。事業契約書(案)に追記します。
5	2	1		5	1	8		履行保証保険	運営業務を担当する各々の協力企業が、自己の業務委託契約をもとに同条第2項第2号に規定する保険金額の全てを保険金とする履行保証保険を付保することは現実的ではないと考えられます。各々の履行保証保険の保険金の合計金額が同条第2項第2号に規定する保険金額の全てをカバーすればよいという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	2	1		5	1	8		履行保証保険の更新	運営期間中の付保については、保険期間を1年として年度更新していくことも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	2	1		5	2	1		契約保証金額	100分の30は他案件に比しても高いと考えます。100分の20以下に修正していただけないでしょうか。	本市としては、高すぎるとは考えておりません。
8	2	1		5	2	1		新館引渡し日までの保証の額	本契約締結日から新館引渡し日までは施設整備費相当額の100の30に相当する額が求められていますが、保証の額が過大と思われます。「100分の10に相当する額」程度に変更して頂けませんでしょうか。	No.7を御参照ください。
9	2	1		5	2	3		引き渡す対象施設	「当該当該」となっております。誤植でしょうか。	誤植であり、事業契約書(案)を修正します。
10	3	1		6	3			許認可の取得・維持に関する責任及び損害	本条第3項では、「許認可の取得・維持に関する責任及び損害」との記載がありますが、「損害」とは、許認可取得の遅延から生じる増加費用のほか、どのようなものが想定されていますでしょうか。また、本条第4項でも、「損害」との記載がありますが、その範囲についてもご教示下さい。	前段については、許認可取得の遅延から生じた施設引渡の遅延による損害は考えられます。後段については、因果関係の範囲内となります。
11	3	1		6	3			遅延が当該許認可権限を有する者の責めに帰すべき場合の損害	遅延が許認可権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には協議によることとされておりますが、乙はその責任をとることができませんので、甲の負担とすべきではないでしょうか。	甲がすべてコントロールできる類のものであれば、甲の責任として甲負担となりますが、個別ケースでの判断とならざるを得ないと考えています。
12	3	1		6	5			許認可に関する書類の写しの提出時期	「その写しを保存するものとし、事業期間終了時に甲に提出」とありますが、提出時期が事業期間終了後とされているのはなぜでしょうか。	施設整備から維持管理までを含めて、一体的に乙にお願いしている関係上、事業期間中に、乙の取得した本件事業の実施に係る許認可関係の書類の管理等を乙に行っていたと考えているためです。
13	4	1		8	1			起債又は補助金申請時に協力する業務	「書類作成等への協力」とは、具体的にどのような書類を想定されていますか。また、書類作成以外に想定される業務があればご教示願います。	起債及び交付金等の申請に当たって、甲が書類を作成するに際し、乙に照会しなければ把握できないものがあつた場合に、乙の持つ情報の加工・提供を求めることを想定しています。主には、乙が委託実施する業務に係る費用の内訳や業務実績などの統計資料があります。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
14	4	1		8	2			乙の責任	起債・補助金申請は市側の業務であり、事業者の業務範囲は京都市への協力に留まると考えますが、内容ならびに期限が不明確にも係らず本条項では事業者が全責任を負担しております。第2項は削除して頂けないでしょうか。	乙が担当する作業内容に関わる事項に限定されるもので、全責任を負担していただく趣旨ではありませんので、削除は考えておりません。御理解の程、お願いします。
15	4	1		10	1			責任の負担	弊社(乙)は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとする」と定められていますが、例えば、制限の「金額」を明記していただくことは可能でしょうか。(例・弊社(乙)が負担する損害賠償・費用負担合計額の上限は〇〇円とする、などは可能でしょうか。)	第三者への賠償も考えると、上限を設けることは、市としては困難と判断しております。御理解の程、お願いします。
16	4	1		10	2			事業者の責任負担義務	甲の請求・勧告・通知により乙が実施したことについて、甲が何ら責任を負担しないことは、事業者が過度に義務を負担する片務条項であると考えますので、本条項を削除頂けないでしょうか。	甲による請求や勧告等により、原則として、本契約に基づく甲・乙の権利義務が影響を受けないことを確認的に規定したものであり、特に事業者に過度の負担を負わせるものではないものと考えます。御理解の程、お願いします。
17	4	1		10	2			甲の「承認」、「承諾」	2行目及び4行目の「承認」及び「承諾」は削除して頂けないでしょうか。	No16を御参照下さい。
18	5	2	1	11	4			マネジメント業務責任者の変更	「甲は、第1項に基づき乙から通知がなされたマネジメント業務責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる」とありますが、どのような場合にマネジメント業務責任者の変更が希望されるのかご教示下さい。及び他業務における市側からの担当者の変更についても同様にご教示下さい。	マネジメント業務を適切に行えないと客観的に判断できる場合を想定しています。他業務においても、当該業務を適切に行えないと客観的に判断できる場合を想定しています。
19	6	2	2	14	2			経営支援業務協力企業の再委託	経営支援業務協力企業が協力企業等に業務委託することを禁じていますが、経営支援業務遂行にあたり、例えば本病院の医事データの整理集計、患者動向調査などを医療事務業務に関する協力企業等に委託することは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、医事事務業務の業務範囲であるものは、委託ではなく、乙の業務として実施していただく必要があります。
20	6	2	2	14	2			委託の範囲	協力企業等とそれ以外の第三者との間で扱いを異にする理由は無いものと考えますので、協力企業等への委託については、協力企業等以外の第三者と同じ「全部又は主たる部分」とさせていただけないでしょうか。第20条第2項、第28条第2項も同様です。	御指摘のとおり、第14条、第20条を変更します。ただし、第28条は、協力企業との利益相反の関係から変更しません。経営支援業務及びプロジェクトマネジメント業務についても、協力企業等に委託する場合は、利益相反に留意していただく必要があります。
21	7	2	2	17	1			日報の作成及び保管	本条項の「日報」とは要求水準書1_考え方及び全体マネジメント業務_P29_業務報告書(日報)と同一のものとの理解で宜しいでしょうか。理解が正の場合、日報は業務要求水準では業務区分表等で作成・提出が事業者に求められていますが、本条項では「日報を作成及び保管し、市の閲覧に供しなければならぬ」とあります。どちらを正と理解するのでしょうか。なお、他の業務(全体マネジメント及び個別業務)についても同様に相違がありますので、あわせてご教示下さい。	前段については、御理解のとおりです。後段については、日報は病院に提示するとともに、事業者においても保管し、必要に応じて、市が閲覧できるようにしてください。他の業務についても同様とします。
22	7	2	2	18				経営支援業務に係る最終報告書	第18条の見出しに(経営支援業務に係る年度総括書及び最終報告書の提出)とありますが、条項の記載内容に「最終報告書」に関する部分がありません。最終報告書の提出は規定されていないとの理解で宜しいでしょうか。	最終報告書は、事業終了時に提出していただく業務報告書(年報)です。年度総括書は、要求水準書に示された業務報告書(年報)を意味します。そのような趣旨に条文を修正します。
23	8	3	3	24	1			運営前リハーサル	運営前リハーサルとは具体的にどのようなことを想定されておられますか。	主には、情報システムが問題なく稼働するか、医療機器からデータが取得できるか等の確認を行うもので、模擬患者を活用したリハーサルや、建築設備・医療機器の操作・訓練研修などを想定しています。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
24	8	3	3	24	2			リハーサルへの協力	合理的な範囲で協力とありますが、具体的にどのような協力を想定されておられますか。協力にかかる費用は甲が負担すると理解してよろしいでしょうか。	病院が運営リハーサルを行うに当たって、情報システムのリハーサルへの参加(当該部門のみ)、建築設備・医療機器の操作説明などが想定されます。このような業務において、事業者が発生する人件費等の費用は、事業者負担としますが、別途、外部講師の招聘や、特別な資料の作成などによって、直接的な経費が発生する場合は、協議します。
25	9	2	3	26				プロジェクトマネジメント業務に係る最終報告書	第26条の見出しに(プロジェクトマネジメント業務に係る年度総括書及び最終報告書の提出)とありますが、条項の記載内容に「最終報告書」に関する部分がありません。最終報告書の提出は規定されていないとの理解で宜しいでしょうか。	No.22を御参照下さい。
26	10	2	4	29	1			個別業務統括担当者の配置	第29条第1項で、事業者の本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、個別業務統括担当者を配置することが求められていますが、事業者求められる個別業務統括業務の責任者1名が本契約締結後速やかに配置することが求められていると理解して宜しいでしょうか。それぞれの各業務の個別業務に対応するマネジメント担当者は、それぞれの業務開始に向けて順次配置することで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
27	10	2	4	29				個別業務統括担当者、個別業務統括業務担当者、マネジメント業務担当者の定義	第29条では、「個別業務統括担当者」及び「個別業務統括業務担当者」という用語があり、要求水準書1.考え方及び全体マネジメント業務_P28では「個別業務統括業務のマネジメント業務担当者」という用語が使われています。三者の違い、用語の定義をご教示下さい。	個別業務統括担当者は、個別業務統括業務を担当するマネジメント業務担当者です。事業契約書(案)を修正します。
28	11	3		34	1			建築基準法による申請(確認申請)	確認申請等本事業の実施のため必要な法令に定める手続を行うことになっておりますが、本事業においては計画通知ではなく確認申請になると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
29	11	3		35	3			設計業務監理技術者、主任技術者の変更	病気、退職等やむを得ない事情による場合については、甲の事前の書面による承諾は不要としていただけないでしょうか。	事業契約書(案)を「ただし、病気、死亡、退職等やむをえない事情が生じた場合にあってはこの限りではない。この場合、乙は、事前に(事前に通知することが困難な場合は事後速やかに)、変更の理由及び後任の管理技術者又は主任技術者の氏名その他必要事項を甲に書面で通知することとする。」に変更します。速やかな業務の引継ぎのためにも、病気、退職の場合は原則として交代する前に通知していただくようお願いいたします。死亡した場合であっても、出来る限り速やかに通知していただくようお願いいたします。
30	11	3		35	3			第35条3項と4項との関係	4項との関係はどのように整理されておりますか。	第4項は、甲からの申し出となりますが、その意図については、No.18を御参照下さい。
31	12	3		37	4			設計業務の進捗状況の確認	「・・・乙はこれに従わなければならない。」とありますが、実務的には指摘事項が合理的かどうかを確認する機会が必要と考えますが「協議の上」という文言を入れることは可能でしょうか？	協議の成立が是正要求に従う義務の効力発生要件と解されるおそれがあるため、変更できません。ただし、客観的な合理性を欠く是正要求については、解釈上、従う義務は生じないと解されます。
32	12	3		38	2			乙による設計の変更	減額の対象となる「施設整備業務費相当額」とは、サービス対価2(1)施設整備のうち設計費関連に限るとの理解でよろしいでしょうか？	サービス対価2(1)(2)が対象となります。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
33	12	3		38	2		事業者提案又は設計図書の変更による増加費用	39条2項と同様に、「当該『合理的な』増加費用」として頂けないでしょうか。	第39条第2項において甲が負担する費用は、基本的に乙について発生した損害であるため、乙からの申し出により金額を把握することになることから、乙から申し出た金額について、一定の根拠を確かめさせていただくという意味で、合理的な増加費用としていますが、第38条第2項の乙による負担の場合は、自己に生じた費用の負担ですので全額負担となります。	
34	12	3		38	2		費用内容	ここでいう「費用」には、設計を変更すること自体から生じる設計費用等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
35	12	3		38	2		事業者提案、設計図書の変更による減額	事業者提案、設計図書等の変更の結果、費用が減少した場合において、協議を経ずとも減少した費用相当額につき減額するものとしていただけないでしょうか。	確認の意味もあり、一度は協議が必要と考えています。	
36	12	3		39	1		事業者提案の趣旨	「事業者提案の『趣旨』』とはいかなる範囲を想定しておられるでしょうか。	事業者提案の基本コンセプトや入札説明書の提示条件が変わらない範囲を想定します。	
37	13	3		39	2		甲が負担する合理的な範囲	「甲が合理的な範囲で負担する」の合理的な範囲には、融資を組み替えるための費用は含まれるという理解で宜しいでしょうか。そもそも合理的な範囲とはいかなる範囲でしょうか。	融資を組み替えるための費用も対象ですが、合理的な範囲になります。合理的な定義については、No.1を御参照ください。	
38	13	3		39	2		事前協議(費用の減少が生じた場合)	費用の減少が生じた場合の減額については、事前に協議をする旨明記していただけないでしょうか。	第1項の規定において、変更の可否を示していただく際に、費用の増減の条件も提示してください。市は、その可否と費用の増減の条件に基づき判断します。よって、この過程そのものが協議と考えています。	
39	13	3		39	2		支払額の限度	「当該費用の減少した金額の限度で」施設整備費業務費相当額」として頂けないでしょうか。	「当該費用の減少した金額の限度で」を追加しなくとも、原案のままで、同義となると考えています。	
40	13	3		39	3		甲の指示による事業者提案又は設計の変更	加算される「施設整備業務費相当額」とは、具体的に何を示していますでしょうか？ サービス対価2(2)施設整備のうち建設費関連との理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。	
41	13	3		39	3		設計条件の主旨	「設計条件の『主旨』』とはいかなるものを想定しておられるでしょうか。漢字は1項と異なりますがこのままでよろしいでしょうか。	「主旨」を「趣旨」とします。事業契約書(案)を修正します。	
42	13	3		40	3		乙の責に帰すべき事由による場合	第1項又は第2項に基づく変更で、乙の責に帰すべき事由による場合は、どのような場合を想定されておられますでしょうか。	例えば、法令変更又は瑕疵に対する乙の対処に不手際があったために損害が拡大した場合等における、その拡大損害部分等が考えられます。	
43	13	3		40	3		乙の帰すべき事由による場合	第1項又は第2項に基づく変更で、乙の責に帰すべき事由による場合はないと思われしますので、「当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、」を削除してください。	御意見として承ります。	
44	14	4	1	42	1		本件土地の権原の確保	本件土地には、現在、工事の施工に支障となるような担保権等は存在しないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
45	14	4	1	42	1		本件土地の引渡し時期	権限の確保とともに、いつまでに引渡して頂けるか明記して頂けないでしょうか。	別紙7第6条に明記しております。	
46	14	4	1	42	1		改修対象建物の明渡し	改修対象の建物についても明渡し頂く必要がございます。そのような理解でよろしいでしょうか。	改修ステップの提案によるかと思いますが、工事エリアは明け渡しすることになります。	
47	15	4	1	43	3		乙が負担する一切の責任及び費用が生じる事象	「不備及び過り等」の「等」の内容として想定しておられる事項をご教示下さい。	個別ケースによるものも含めるために、「等」を記載しております。例えば、調査の瑕疵と認められるものは対象となります。	
48	15	4	1	43	7		躯体の瑕疵等	調査等によって発見できなかった躯体の瑕疵等については、57条4項に従い、最終的には本条項で扱われるという整理でよろしいでしょうか。	調査等によって発見できなかった躯体の瑕疵等は、本条項で扱います。	
49	15	4	1	43	7		土地の瑕疵	甲の負担となる土地の瑕疵には、土壌汚染も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
50	15	4	1	43	7			乙に発生する著しい損額	施設の瑕疵等については乙に責任がありませんので、「著しく」を削除して頂けないでしょうか。	御意見として承ります。
51	15	4	1	43	7			著しい損害	「…乙に著しい損害が発生することが判明した場合…」とありますが、「著しい損害」の定義が不明瞭であり「著しい」は削除頂き「乙に損害が発生することが判明した場合」として頂けないでしょうか。	No.50を御参照ください。
52	15	4	1	43	7			追加調査の費用負担	第1項の調査等により入札説明書に明示されていない本件土地・建屋の瑕疵が確認された場合、原因追求の為の調査、対処方法決定の為の調査等の追加調査については甲の負担と考えますが、宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
53	15	4	1	43	7			合理的な範囲に含まれる費用	「甲が合理的な範囲で負担する」の合理的な範囲には、融資を組み替えるための費用は含まれるという理解で宜しいでしょうか。	No37を御参照ください。
54	15	4	1	44	1			近隣対応	現案では、近隣対応について事業者にて対応することとなっておりますが、市側が定めた条件について起因する近隣対応については、市側の費用と責任にてご対応頂けないでしょうか。	市側が定めた条件とすると、要求水準書等に記載した要求全てとなり、切り分けることが困難ですので、事業者の業務としてお願いするものです。 なお、設計段階の近隣説明は、市が主体となって実施するものであり、第44条後段においても、市が説明に協力することとしておりますので、御理解の程、お願いします。
55	16	4	1	44	4			近隣対応	現行、近隣住民との間での調整事項、協議事項、懸念事項等があればご教示下さい。	現時点では、特にありません。
56	16	4	1	44	6			近隣対応	近隣住民との調整が原因で本件工事対象施設の竣工の遅延が見込まれる場合、コストの増加は病院負担であるとの理解で宜しいでしょうか。	調整の対象となる事案によります。例えば、病院を運営・経営することや、病院の存在性に起因するものであれば、合理的な範囲について、甲が費用負担いたしますが、工事そのものに起因するものであれば、事業者負担となります。
57	16	4	1	44	7			近隣対応	「甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。」とありますが、具体的にはどのようなケースを想定されていますか？	現時点で想定しているものはありません。個別のケースによります。
58	16	4	1	44	8			乙の契約解除権	協議を経ての解除となりますが、乙からも解除できる旨の規定にて頂けませんでしょうか。	御意見として承ります。
59	16	4	1	45	1			周辺影響の調査等	現案では、周辺影響の調査、分析及び検討、対策について事業者にて対応することとなっておりますが、市側が定めた条件について起因する近隣対応については、市側の費用と責任にてご対応頂けないでしょうか。	近隣対応業務を遂行するために必要な調査は、事業者の提案の範囲内と考えますので、事業者負担となります。
60	17	4	1	46				関連工事の実施に起因して生じる増加費用負担	関連工事の実施に起因して、病院施設等整備業務に増加費用が生じた場合には、甲が当該費用を負担する旨規定していただけないでしょうか。	あえて記載はしませんが、当該事案があれば、合理的な範囲において、甲が費用負担します。
61	17	4	1	49	2			管理技術者及び主任技術者の変更	病気、退職等やむを得ない事情による場合については、甲の事前の書面による承諾は不要としていただけないでしょうか。	No29を御参照ください。
62	18	4	3	51				本施設等の所有権	本条項に「乙は、建設協力企業と締結する建設請負契約において、建設協力企業が建設する本施設等の所有権が乙に原始的に帰属する旨の特約を付するものとする。」という条文中を追加していただけないでしょうか。不動産取得税が非課税となるためにはこの条文が必要だと思われます。	不動産取得税の課税については、発注者のSPCと建設請負業者の間の契約内容等により判断されます。どのような契約とするかは、事業者の判断に委ねますので、弁護士・会計事務所等と御検討いただくようお願いいたします。
63	19	4	3	53	2			監理技術者又は主任技術者の及び現場代理人の変更	病気、退職等やむを得ない事情による場合については、甲の事前の書面による承諾は不要としていただけないでしょうか。	No29を御参照ください。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
64	20	4	3	57	4			改修工事対象施設の現況の相違	「示されたものと著しく異なる」とはどの程度の差異を想定しておられるのでしょうか。「示されていないとき及び示されたものと異なるとき」にご修正いただけないでしょうか。	第43条第7項及び第8項が適用されますので、事業者が事業契約及び要求水準書に従って本事業を実施することができない場合又は事業者が本事業を実施することができても事業者に損害(増加費用を含む。)が発生する場合は、通常、これに該当すると解されます。 なお、入札説明書等で示されていない場合も、「異なる」と含まれますので、原案のとおりとします。
65	20	4	3	57	4			躯体の瑕疵等	元々存在した躯体の瑕疵等は乙に責任がありませんので、「著しく」を削除して頂けないでしょうか。	本項は、瑕疵についての規定ではなく、入札説明書等で示された内容に関するものです。実務上は、現状の図面と施設細部が完全には一致しない可能性もあり、このような記載としております。
66	20	4	3	58	3			差異の程度	「著しく異なる」とはどの程度の差異を想定しておられるのでしょうか。「示されていないとき及び示されたものと異なるとき」にご修正いただけないでしょうか。	No.64を御参照ください。
67	20	4	3	58	3			躯体の瑕疵等	元々存在した躯体の瑕疵等は乙に責任がありませんので、「著しく」を削除して頂けないでしょうか。	No.65を御参照ください。
68	21	4	3	59	2			工事中電気、水道、ガス等の調達	本件改修工事に関しても事業者が調達しなければならぬのでしょうか。	御理解のとおりです。
69	21	4	3	61	1			破壊が必要な理由の通知	中間確認において破壊が必要な理由の通知は事前の通知という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
70	21	4	3	61	2			確認及び復旧に要する費用	確認の結果、問題が無いことが判明した場合、確認及び復旧に要する費用は甲の負担としていただけないでしょうか。	本市の通常の公共工事に準拠しています。ただし、「必要があると認められるときは」とは、材料や工法が設計図書などで事前に報告された情報と異なる等、事業者の工事過程に問題があると判定される場合に限定されます。
71	22	4	3	62	1			部分使用部分の措置、管理等	部分使用部分については、甲が別途火災保険等の措置を講じると理解してよろしいでしょうか。部分使用する場所に甲が設置する什器備品及び書類等の管理は甲の費用と責任にて行われるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、あくまで乙の管理の下での部分使用であるため、乙の措置とします。 後段については、御理解のとおりです。
72	22	4	3	63	1			乙の協力内容	乙の協力内容は、スケジュールの調整や作業所内でのルール等の指導にとどまり、搬入それ自体については甲又は甲が別途発注する業者の責任という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	22	4	3	63	1			甲が所有又は別途発注する医療機器等の搬入	スケジュール調整の結果、乙の責めに帰すことができない理由により、工期遅延や乙に損害が出た場合の扱いは、第69条(1)の規定に準じると理解してよろしいでしょうか。	スケジュール調整の結果、第67条に該当する工期の変更であれば、第69条が適用されます。
74	22	4	3	63	2			搬入の費用負担	費用負担の内容と範囲の想定をご教示下さい。	スケジュール調整や協議を行うための会議の出席に係る人件費などが想定されます。
75	22	4	3	65	1			破壊が必要な理由の通知	竣工確認において破壊が必要な理由の通知は事前の通知という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	23	4	3	65	2			確認及び復旧に要する費用	確認の結果、問題が無いことが判明した場合、確認及び復旧に要する費用は甲の負担としていただけないでしょうか。	No.70を御参照ください。
77	24	4	3	69		1		甲の責めに帰すべき事由による負担	2項と同様、「すべて」甲の負担とするようにしていただけないでしょうか。	甲が負担する費用は、乙に発生した損害であるため、乙からの申し出により金額を把握することになります。そのため、乙から申し出た金額について、一定の根拠は確かめさせていただくという意味で、合理的な増加費用としています。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
78	24	4	3	69		2	工期の変更に伴う費用負担等	乙の責めに帰すべき事由による場合、「すべて乙が負担する。」とありますが、これは「合理的な増加費用を乙が負担する。」と、甲に合わせた表記に変更頂く事は可能でしょうか。否の場合は、市側のお考えを御教示下さい。	乙帰責のため、すべて乙が負担すると表記させていただいております。甲が負担する費用は、基本的に乙について発生した損害であるため、乙からの申し出により金額を把握することになることから、乙から申し出た金額について、一定の根拠を確かめさせていただくという意味で、合理的な増加費用としております。	
79	24	4	3	69		2	甲の判断による工期変更	第67条は乙が自己の責に帰すべき事由により工期を遵守できない場合に工期の変更を請求することを認めていませんが、そのような場合であっても甲の判断により工期変更を認める場合がありうるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
80	24	4	3	70	1		第三者に生じた損害賠償	第三者に生じた損害を乙が賠償するとされておりますが、本条は、第三者の損害につき乙に帰責性がある場合を想定しているという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
81	24	4	3	70	1		責任の切り分けが困難な場合の奇跡者特定	本件工事について、第三者に損害が生じた場合について、その責任が甲乙いずれにあるか明確な切り分けが困難な場合には、どのような方法により帰責者を特定するのでしょうか、ご教示下さい。	甲乙協議となります。	
82	24	4	3	70	3		乙の甲に対する求償権	甲の乙に対する求償についてのみ規定されておりますが、乙の甲に対する求償も可能という理解でよろしいでしょうか。	本条に関して、乙が甲に対して求償する事態を想定できないため、ここでは記載しておりませんが、仮にそのような事態が発生した場合は、乙の甲に対する損害賠償請求の範囲(第147条)と考えます。	
83	24	4	3	70	3		甲の責めに帰すべき事由による第三者の損害と求償権	「甲が第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる」との記載がありますが、これは乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を発生させた場合に限り、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を発生させた場合には乙に対して求償しないとの理解でよろしいでしょうか。	甲の責めに帰すべき事由のみにより損害が発生した場合は、御理解のとおりです。	
84	24	4	3	71	1		不可抗力時の損額額	不可抗力事由が複数発生した場合でも、事由毎に損額が算出され、その合計金額を支払わなければならない、ということではないという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力時の対応については、別紙19に記載のとおりとなります。	
85	25	4	3	72	2		保存登記費用	保存登記にかかる費用は甲の負担という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
86	25	4	3	73			甲の所有権の貴族	本件改修工事対象施設の引渡しにより、乙が甲に占有権を移転するとされておりますが、改修工事部分については、始めから甲に所有権が帰属しているという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
87	25	4	3	74	3		遅延への対応に要する増加費用	「合理的な」を「すべて」に変更して頂けないでしょうか。	当該増加費用は、乙に発生した損害となりますが、乙からの申し出により金額を把握することになります。そのため、乙から申し出た金額について、一定の根拠は確かめさせていただくという意味で、合理的な増加費用としています。	
88	26	4	3	75	1		本件改修工事対象施設の瑕疵	本項に定める「本件改修工事対象施設の瑕疵」には、既存躯体部分の瑕疵(経年劣化)に起因した乙施工部分における破損・汚染・変形等は含まれないと理解しますがよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
89	26	4	3	75	2		瑕疵担保	「瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該期間は10年とする」とありますが、「重大な過失」の定義をご教示下さい。	注意義務違反の程度の甚だしい過失をいいます。	
90	27	5		78	1		医療機器等及び関連備品調達業務の統括責任者等	第78条第1項に「…医療機器等及び関連備品調達業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し…」とありますが、要求水準書1_考え方及び全体マネジメント業務_P28_カ 業務担当者、及び要求水準書5_調達業務_2_医療機器及び関連備品の調達業務には、当該業務の統括責任者及び業務担当者の記載がありません。事業契約書(案)と業務要求水準書の整合(業務要求水準書への反映)をお願い出来ますでしょうか。	要求水準書5を修正し、当該担当者を配置する旨を記載するとともに、事業契約書(案)を修正します。	

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
91	28	5		80				医療機器等の変更に伴う費用負担	「要求水準書に従う」とされておりますが、具体的には明記されていないように思われます。この意味をご説明ください。	要求水準書5のP.9に記載している手順が該当します。
92	29	5		81	7			甲の施金により設置が遅延した場合の費用負担	最終選定医療機器等リストの確定が甲の責により遅れ、それにより設置が遅延した場合には、乙には損害賠償責任はないという理解でよろしいでしょうか。また、それにより施設設備の負担が発生した場合には、乙は甲に対し費用を請求できるとして項目を追加していただけないでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、本契約の現規定(一般条項等)により対応できると考えています。
93	29	5		84	1			瑕疵担保責任の範囲	瑕疵担保責任の範囲は、事業者が調達する医療機器及び関連備品のみであり、別途市が調達するものは対象外という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
94	30	6		88	1			(医薬品・診療材料等調達業務の統括責任者等	第88条第1項に「…医薬品・診療材料等調達業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し…」とありますが、要求水準書1_考え方及び全体マネジメント業務_P28_カ業務担当者、及び要求水準書5_調達業務_1医薬品、診療材料、医療消耗品、消耗品、消耗備品の調達業務には、当該業務の統括責任者の記載がありません。事業契約書(案)と業務要求水準書の整合(業務要求水準書への反映)をお願い出来ますでしょうか。	事業契約書(案)から統括責任者の記述を削除します。
95	31	6		89	2			年度医薬品・診療材料等調達業務計画書内容	年度医薬品・診療材料等調達業務計画書の内容は、実施体制、調達リスト、調達方法を含むものと理解しておりますが、具体的内容をご説明頂けませんでしょうか。	具体的内容については、甲乙協議により決定していきます。
96	31	6		91				甲が合理的に満足する形式及び内容	甲が合理的に満足する形式及び内容とありますが、具体的内容をご説明いただけますでしょうか。市において様式等を作成されるご予定はありますか。	具体的内容については、甲乙協議により決定していきます。
97	31	6		91				年度総括書内容	年度総括書の内容は、年度医薬品・診療材料等調達業務計画書と必ずしも一致しない可能性がありますが、それ自体は問題ないという理解でよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりですが、業務の結果については、モニタリングにより評価します。
98	32	6		93	1			ベンチマークについて	他病院へのベンチマーク価格への接近は、特に主要品目において病院の協力(場合によっては医師の協力)が必須であると認識しています。ベンチマークに基づくコスト圧縮への具体的活動には、使用者である病院側の協力の必要性を市と事業者で互いに認識した上で、調達業務では調達プロセスに関する評価も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
99	32	6		93	4	3		乙に生じる損害	乙に生じる損害は、SPCが直接そのリスク回避に関与しづらい自体が想定され、(3)の部分は削除及び同部分の費用は甲にて負担頂けないでしょうか。	御意見として承ります。
100	32	6		93				ベンチマークの意味、効果	ベンチマークがいかなる意味、効果を持つことになるか、ご説明頂けないでしょうか。別紙15も同様です。	ベンチマークは、調達リストで決定する価格を客観的に決定する指標となります。効果については、要求水準書5に追記しますので、御参照ください。
101	32	6		93				医薬品・診療材料等ベンチマークの設定	第93条第2項及び第3項で確定又は決定するのは「ベンチマーク」ではなく、別紙2用語の定義集_P66の「11_医薬品・診療材料等調達基準」ではないのでしょうか。	確定又は決定するのは、ベンチマークです。事業契約書(案)の別紙2から「医薬品・診療材料等調達基準」を削除します。
102	33	6		94	6			診療材料の所有権	事業契約書(案)では診療材料等を納品させた時点において、診療材料等の所有権を甲に移転させるとありますが、診療材料の管理手法として、消化払いを提案することは可能でしょうか。(消化払いとは、所有権移転のタイミングを開封(管理カード剥離時)とすることで、病院側の購入ロスが抑制される効果有り)	関係法令を満たす限りにおいて、消化払いの提案も可能とします。
103	33	6		94	7			甲に発生する損害	「甲に損害」の「損害」とはどのような事を想定されていますか。具体的にお示し下さい。	直接的な損害発生を想定しています。例えば、医薬品・診療材料が不足し、患者への治療が遅延したことによる損害発生が想定されます。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
104	33	6		94	8			甲の事由により生じる乙の損害	甲が医薬品・診療材料等卸業者に対して直接指示をした内容に起因して乙の医薬品・診療材料等調達業務に支障が生じた場合は、甲は乙に生じた損害を賠償すると理解してよろしいでしょうか。	御質問のような事態が生じない提案を求めます。現時点では、損害が発生するような事態は想定しておりません。
105	33	6		94	8			甲が直接指示する内容	甲が納品に関して必要な事項について直接指示できるとされていますが、指示内容としてどのような事項を想定されておられるのでしょうか。	情報の提供依頼、納品現場にて納品場所に関する具体的な依頼などを想定しています。
106	33	6		94	8			甲の指示内容	甲の指示内容を乙が認識できるようにして頂く必要があります。そのような理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
107	33	6		94	9			委託契約で規定する必要な事項	「乙と医薬品・診療材料等卸業者との間で本事業に関して締結する委託契約において必要な事項を規定しなければならない」とありますが、必要な事項とは具体的にどのような事項でしょうか。	具体的な内容は、事業者で御検討いただくものと考えています。
108	33	6		95	4			確認後の医薬品・診療材料の変更	予定リストに記載のない医薬品等の調達を行った場合の追加費用については、甲が負担するとの理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
109	33	6		95	4			調達予定リストに記載のない調達の承認	費用負担はどのようになりますか。	No.108を御参照ください。
110	33	6		96	1			瑕疵担保責任	医薬品に関しては、瑕疵担保責任は乙には発生せず、あくまでも甲と医薬品・診療材料等卸業者との間で発生するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
111	35	7	1	100	1			習熟訓練	甲の職員数についてお教え下さい。	平成21年2月1日現在の職員数(嘱託、兼職を含む)は、773人です。
112	35	7	1	101	1			運営協力企業が加入する保険の保険料	乙が「自己の責任及び費用において…保険に加入し、又は運営等協力企業等に保険加入させる」とありますが、運営等協力企業等に保険加入させる場合には、運営等協力企業等が当該保険契約にかかる保険料を支払うことも可能と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
113	35	7	1	101	2			保険証券写しの甲への提出	協力企業が企業包括賠償責任保険に加入している場合は、保険証券の写しに代えて、保険会社による付保証明書の提出を認めていただけないでしょうか。	当該保険の保険証の写しを提出できない理由を客観的に判断して、その是非を判断します。
114	35	7	1	102	3			本件病院施設の運営開始日の遅延	「…甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない」とありますが、合理的な増加費用とは、各業務の特色を踏まえ、例えば、人材を雇用する必要のある業務では、業務開始予定日から雇用が発生する為、遅延している間も費用が発生するので、そういった状況を勘案しながら設定されたと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
115	35	7	1	102	3			運営開始日が遅延した場合の運営期間の延長	甲の責に帰すべき事由に起因して運営開始日が遅延した場合に運営期間の終期は延長されるのでしょうか。仮に延長されず実質的な運営期間が短縮された場合、甲が負担する合理的な増加費用に事業者側の逸失利益は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	運営期間は延長しません。逸失利益は、増加費用の概念には含まれず、別途損害賠償の規定により処理されます。
116	35	7	1	102	5			工事遅延による増加費用	工事遅延による維持管理開始の変更のために増加費用が生じた場合の扱いも74条によるという理解でよろしいでしょうか。	工事遅延により引渡が遅延すれば74条が適用され、また、その結果運営・維持管理業務の開始日が遅延する場合は、本条も適用されます。ただし、第74条第1項に基づき提出された対応計画に記載の、変更後の運営・維持管理業務開始予定日までには、本条は適用されません。
117	35	7		100	1			取扱説明対象	取扱説明の対象となるのは乙の調達整備範囲に限定されると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
118	38	7	2	108			その他書類の提出	「甲の求めに応じて決算に必要な書類」とは、具体的に何を示していますでしょうか？	決算仕訳の基礎となる各業務毎の費用内訳や取得資産の原価など、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に基づいた書類の作成に必要なすべての資料となります。	
119	39	7	2	111	1		臨機応変な措置	臨機応変の措置とはどのような措置を想定されているのでしょうか。	要求水準書からは、明確に乙の業務とは解せないようなものであっても、事故拡大防止、事故発生防止の観点からは、実施しなければならない行為が想定されます。	
120	39	7	2	111	5		病院運営業務等にかかるサービス対価に属する必要がある	乙による病院運営業務等にかかるサービス対価に属すると合理的に判断される部分とは具体的にどのような部分でしょうか。合理的な増加費用と認められない部分の負担者は甲乙のいずれでしょうか。	前段については、業務要求水準書や事業者提案に基づいて、客観的に事業者の業務であると判断できる部分となります。後段については、本条第5項各号に従い処理されます。	
121	40	7	2	113	1		第三者に発生した損害等	「乙は自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、かかる損害の賠償をしなければならない」とありますが、損害賠償は、甲、乙及び第三者において、協議と合意の基に定められるとの理解でよろしいですか。	個別ケースよりです。損害賠償は法令、契約の関係により処理されるものと考えます。病院と第三者との2者間で協議・裁判となる事案であったとしても、病院は適宜事業者に相談することが想定されます。	
122	40	7	2	113	1		第三者に発生した損害等	病院運営業務等の実施に伴う第三者への損害について、想定される具体的な状況をご教示下さい。	検体取り違え、患者個人情報流出、食中毒の発生などは想定されます。	
123	41	8		116	2		統括責任者及び業務担当者の配置始期	「運営・維持管理業務開始予定日の30日前から」と「運営・維持管理業務開始日から」の2通りが連続で併記されています。後者のみと理解してよろしいでしょうか。	「運営・維持管理業務開始予定日の30日前から」は削除します。事業契約書(案)を修正します。	
124	41	8		116	2		統括責任者及び業務担当者の配置始期	「運営・維持管理業務開始予定日の30日前から」と「運営・維持管理業務開始日から」の2通りが連続で併記されています。前者のみと理解する場合、先行配置に伴うサービス対価の考え方を教示ください。	No.123を御参照下さい。	
125	42	8		120			施設維持管理業務に係る年度総括書の提出	第120条では施設維持管理業務に係る年度総括書の提出が「毎事業年度終了後速やかに」提出することが求められていますが、他の業務と同様に年度総括書の提出は「毎事業年度終了後3箇月以内」に変更して頂けませんでしょうか。	「毎事業年度終了後3箇月以内」に変更します。なお、年度総括書は、要求水準書に示された業務報告書(年報)を意味します。事業契約書(案)を修正します。	
126	43	9		123	1		セルフモニタリング実施計画書	第123条第1項で甲に提出し確認を受ける「セルフモニタリング実施計画書」の提出は、本条第2項の甲と乙との協議のうえ策定する「モニタリング実施計画書」の策定後との理解で宜しいでしょうか。	事業者が策定するセルフモニタリング実施計画書と、病院が策定するモニタリング実施計画書は、原則として同時並行で策定していきます。	
127	43	9		123	2		モニタリング実施計画書の提出時期	提出時期は、別紙15の記載と齟齬がないでしょうか。財務モニタリング①については事業契約締結後1ヶ月以内とされております。	第123条第2項は、次のように修正します。 2 甲は、乙と協議のうえ、本契約のうち別紙15、要求水準書、事業者提案及び業務仕様書に従い、モニタリング実施計画書を策定する。	
128	43	9		124	2		病院運営業務等のモニタリングの実施猶予期間の設定	実際の運営が始まった直後は病院側及び事業者側双方にかなりの混乱が予想されるので、モニタリング結果に基づく減額ペナルティの適用時期については、最初の四半期程度を猶予期間とすることは可能でしょうか。	病院は、開業当初でも治療のレベルが下がることは許されず、その観点から、事業者業務においても業務開始時から求められる水準での業務遂行が必要です。よって、猶予期間は設けません。	
129	44	10		126	2		破壊が必要な理由の通知	出来形確認において破壊が必要な理由の通知は事前の通知という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
130	44	10		126	3			確認及び復旧に要する費用	確認の結果、問題が無いことが判明した場合、確認及び復旧に要する費用は甲の負担としていただけないでしょうか。	No70を御参照ください。
131	44	10		128	2			乙の債務不履行による甲の損害	甲の損害には、医療報酬に関する逸失利益は含まないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
132	45	10		129	1			サービス対価の返還	減額に相当する業務報告書及び業務実績の確認の基礎資料の虚偽記載とは、具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。	変動費支払いの実績値の虚偽など、客観的事実と報告書等の内容に齟齬がある場合を想定しています。
133	45	10		129	1			誤植	「を」が2つ重なっております。誤植でしょうか。	誤植ですので、事業契約書(案)を修正します。
134	47	12		132	2	8		本件土地に対する不法な侵害	本件土地から隣接地に対し、越境物等はないものと理解してよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
135	48	12		133	1	2	ア	協力企業等の許認可を証する書面の写し	本事業を遂行する協力企業等が本契約締結に先立ち取得又は届出をすべき許認可がある場合は、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写しの提出が、本契約後10日以内に求められていますが、10日以内に協力企業等の選定が済んでいない場合が想定されます。つきましては、協力企業等の選定が済んでいない場合は「協力企業等の選定後速やかに提出する」若しくは「候補企業としている複数社の書面の写しを提出する」との追加をお願い出来ませんでしょうか。	本契約締結時に選定されていない協力企業の取得又は届出をすべき許認可については、本条第2項第(5)号に基づき、取得又は完了後10日以内に提出していただくこととなります。
136	48	12		133	2	6		甲が合理的に要求する書類又は資料	甲が合理的に要求する書類又は資料とありますが、具体的内容をご説明いただけますでしょうか。	本事業の進捗状況については、その出来形、協力企業の選定状況、運営マニュアルの作成割合などが想定されます。
137	50	12		133	4			担保設定	担保設定「(法定担保を除く。)」として頂けませんでしょうか。	御指摘のとおり、事業契約書(案)を修正します。
138	51	12		134		8		乙への通知事項	乙は第133条(12)オで、甲に対し「来院者又は患者から病院、乙若しくは協力企業(委託先及び再委託先を含む。)又はこれらの職員に関し、要望、苦情等を受けたこと」を直ちに通知することが求められていますので、本条項において甲も乙に対し「来院者又は患者から病院、乙若しくは協力企業(委託先及び再委託先を含む。)又はこれらの職員に関し、要望、苦情等を受けたこと」を通知することを追加して頂けませんでしょうか。	事業契約書(案)には記載する予定はありませんが、パートナーシップを構築する上で、事業者提案として病院に求めるものであれば、対応する用意はあります。
139	51	13		136	1	1		乙が本事業の実施を放棄したとみなす根拠	「乙が本事業の実施を放棄したとみなす根拠については、どのように考えればよろしいでしょうか。	乙による業務の客観的な実施状況と、乙による業務停止の表明等の事象を総合的に勘案して判断します。
140	52	13		137	1	3		甲の債務不履行治癒期間	「甲の重大な義務の不履行」ですので、乙からの催告から3ヶ月という期間は長すぎると考えます。第136条1項1号に合わせ、3日としては頂けないでしょうか。合わせて頂けない場合は、その理由をご教示下さい。	御意見として承ります。第136条第1項第1号は、乙が業務実施を放棄している場合ですが、この場合は、病院が患者に対して医療サービスを提供することができず、患者の生命に直接の危機が及ぶという極めて深刻な状況であり、病院は迅速な対応をしなければなりません。一方、乙の債務不履行であっても、業務要求水準書等の未達成については、3期連続のサービス対価の減額がなされて初めて解除できるものとされております(第136条第2項、別紙15第2項(4)エ)。このように、本事業は、基本的に、事業契約の継続を指向しており、長期間の改善可能期間を設けておりません。甲は業務委託者であり、その債務不履行は患者の生命に直接的な危機をもたらすおそれは典型的に小さいと思われまますので、長期間の改善可能期間が適切と考えます。したがって、3箇月でも長くはないと考えております。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
141	52	13		138			甲の任意による契約解除	甲の任意による契約解除の場合、乙には合理的な範囲内における損失補償請求権のみが認められており、違約金の定めがありません。また乙の任意による契約解除権はなく、双務契約としては不平等な条文構成になっていると考えます。従いまして、甲の任意による契約解除の場合に違約金の定めを追記いただくか、乙にも任意解除権を与えていただくよう変更をお願いします。	請負や委任において、発注者の任意の解除が認められるのは通常のことであり、これは民法や一般的な請負契約等においても見られるところです。また、契約違反等もない以上違約金の支払いも要しないものと考えます。市による任意解除の場合、事業者の損害は賠償されますので、特に事業者に不利ということはないものと考えます。	
142	52	13		138			甲の任意解除時の乙の損失補償	残存期間に渡る逸失利益と既に費やした固定費、人件費等の費用は139条4項に従い賠償できるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
143	52	13		139	1	1	契約解除時の違約金	100分の30は他案件に比しても高いと考えます。100分の20以下に修正していただけないでしょうか。	本市としては、高すぎるとは考えておりません。	
144	52	13		139	1	1	新館引渡し前の違約金	(1)別紙1の施設整備費相当額の100の30に相当する額」とありますが、100分の30の誤植でしょうか。	誤植であり、事業契約書(案)を修正します。	
145	52	13		139	1	1	新館引渡し前の違約金	新館引渡し前に乙の債務不履行により本契約が解除された場合の違約金が、「施設整備費相当額の100の30に相当する額」となっていますが、違約金が過大かと考えます。先行案件のように「施設整備業務費相当額から本件工事対象施設施設の設計業務費相当額及び工事監理業務費相当額を控除した額の10分の1に相当する金額」程度に変更して頂けませんでしょうか。なお併せて「施設整備費相当額」の定義をご教示下さい。	違約金を、建設工事費相当額の100分の30に修正します。建設工事費相当額に限定しており、特に過大であるとは考えておらず、減額することは考えておりません。建設工事費相当額とは、施設整備業務費相当額から、設計費相当額及び工事監理業務に係る費用相当額を差し引いた額とします。	
146	52	13		139	1		契約解除の際の違約金の支払期限等	「甲の指定する期限までに支払わなければならない」とありますが、どのくらいの期限が想定されているのか、また分割等の支払方法も可能なかご教示願います。	原則として、速やかに納入していただく予定です。分割等の支払方法は想定しておりません。	
147	53	13		139	3		違約金を上回る損害	「～、乙は、解除に起因して甲が被った損害額が違約金の額を上回る時は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。」とありますが、甲の請求に基づき金額を全て支払うとすると乙の負担額に上限がなくなるため、本条文は、民間事業者の参画を非常に難しくするものとなります。乙の負担する金額に上限を設定、あるいは、本条文を外して頂けないでしょうか。	損害額を甲が自由に算定できるという趣旨ではありません。甲の請求内容が合理的であることは、当然の前提です。	
148	53	13		139	4		乙の被った損害賠償	「第137条又は第138条の規定により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して損害賠償を請求できる」との記載がありますが、乙としては損害が賠償されることが約束されておりませんので、乙の損害については甲が賠償することを明記して頂けませんでしょうか。	乙の損害賠償請求権を定めた規定であり、求めておられる内容となっているものと考えます。	
149	53	13		140	2		確認及び復旧に要する費用	確認の結果、問題が無いことが判明した場合、確認及び復旧に要する費用は甲の負担としていただけないでしょうか。	No.70を御参照ください。	
150	54	13		141	3		乙が業務を引き継ぐ場合の必要な引継ぎ	本条項では、「乙は、甲又は甲の指定する者に対して、本件病院施設等の運営ができるよう必要な引継ぎを行わなければならない」旨の規定がございますが、乙が本事業契約の履行に当たっては、乙の業務開始時点までに甲が直接委託している業者から本件病院施設等の運営ができるように必要な引継ぎを受ける必要があります。つきましては、乙が業務開始時点までに甲がそれまで直接委託している業者から本件病院施設等の運営ができるように必要な引継ぎを受けることができるよう、甲は甲が直接委託している業者をもって乙に必要な引継ぎを行う旨の条項を事業契約書に追加して頂けませんでしょうか。	御指摘の条項を記載することは考えていませんが、本市としてもその必要性は認識しており、できるだけ協力できるよう努力する所存です。	
151	56	13		144	1		維持保全費用負担	甲の帰責事由による解除(137条・138条)の場合、維持保全費用は甲負担と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
152	56	13		144				契約解除の際の保全義務	「自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。」とありますが、これは「善良なる管理者の注意義務」をもって足りるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
153	56	14		146	1			遅延利息の適用利息	甲と乙の適用利息率が異なる根拠をご教示下さい。乙の適用利息率を甲と同一として頂けないでしょうか。	国の取扱いに準じております。
154	59	16		153				不可抗力への対応	この場合、乙が当該不可抗力の影響を早期に除去すべく対応した費用の負担や清算方法についてのお考えは、前152条や別紙19に準じるとの理解ででしょうか？	御理解のとおりです。
155	60	18		158	3			甲の成果物の利用権	成果物の中には乙または乙の協力企業のノウハウに属するものが含まれる可能性があります。これらのノウハウを含んだ業務計画書・業務仕様書等を甲に提出するに際して、予め甲に申し出た場合には、本項に基づく甲の利用権を制約することができるよう変更をお願いします。	御意見として承ります。成果物については、本事業の運営上必要な範囲で利用しますが、市としても事業者のノウハウ等については留意し、事業者からの申し出があれば、当該成果物の取扱いにつき別途協議をするなどして進めていきます。
156	62	19		165				情報開示対象	レンダーへの情報開示は認められるものと理解してよろしいでしょうか。	原則として認めることとなりますが、事前の承諾を得てください。
157	66							医薬品・診療材料等の用語の定義	「医薬品・診療材料等」には、医薬品、診療材料、消耗品及び消耗備品のほかに「医療消耗便」も含まれるのではないのでしょうか。	医療消耗備品も含まれます。事業契約書(案)を修正します。
158	66							業務開始日について	医薬品・診療材料等のリスト作成業務開始日・調達業務開始日をご教示ください。SPCとの事業契約締結が1月下旬の予定ですが、リストの作成(不明品調査を含む)、ベンチマーク設定には、時間をかける必要があり、調達業務の準備期間として6ヶ月を要するものと認識しています。	医薬品・診療材料等のリストについては、契約締結後速やかに提出いただきますようお願いいたします。調達業務開始日は平成22年4月です。
159	66							医薬品・診療材料等調達基準	「医薬品・診療材料等調達基準」は、当該別紙の用語の定義集にしか見当たりません。モニタリングやサービス対価の設定において大変重要な用語であると考えますが、「医薬品・診療材料等調達基準」はどのように取り扱われるお考えでしょうか、ご教示下さい。	別紙2の用語の定義集から削除します。事業契約書(案)を修正します。
160	67							ベンチマークの意味、効果	ベンチマークがいかなる意味、効果を持つことになるか、ご説明頂けないでしょうか。違反した場合にはどのような効果がありますか。要求水準未達との関係はどのように整理されますか。	No.100を御参照ください。
161	67							業務開始日について	物品管理業務・物流管理業務の業務開始日ご教示ください。SPCとの事業契約締結が1月下旬の予定ですが、定数品の設定・対象管理品マスタの作成(不明品調査を含む)、物品の準備には、時間をかける必要があり、準備期間として6ヶ月を要するものと認識しています。	新館供用開始日となります。
162	71							情報システム費用負担	情報システムについて、事業契約が途中で終了した場合の費用負担についてご教示頂けませんでしょうか。	情報システムの所有権を病院に移転することは想定しておりませんので、事業者が独自に導入した情報システムについては、事業者負担となります。
163	82							行政財産無償貸付契約における違約金	行政財産無償貸付契約書の違約金の額の公表期日をご教示下さい。	4月下旬に公表予定です。
164	82							違約金(行政財産無償貸与)	違約金の額(予定)について、ご教示頂けますでしょうか。	No.163を御参照ください。
165	87							第三者賠償責任保険金額	第三者賠償責任保険の対人保険金額が病院施設等の整備に係る金額(1名あたり2億円)と運営業務、維持管理業務等に係る金額(1名あたり1億円)に差異がある理由をご教示下さい。	想定される損害賠償額を勘案し、設定しています。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
166	87							運営業務、維持管理業務等に係る保険(第三者賠償責任保険)	協力企業が企業包括賠償責任保険に加入している場合を含むと理解してよろしいでしょうか。	同等の機能を有する保険であれば、御理解のとおりです。
167	87							運営業務、維持管理業務等に係る保険(第三者賠償責任保険)	警備業務に係る賠償責任保険は、被保険者が警備業者に限定されており甲および乙を被保険者とすることはできませんので、「被保険者」の規定文言を「保険会社の引受けが不可能である場合を除き甲・乙及びすべての下請け業者を含むものとする。」に変更いただけないでしょうか。	御指摘のように、事業契約書(案)を修正します。
168	92							サービス対価の構成	「サービス対価3(1) 固定的な運営費関連」について、診療情報管理・運営業務や医療支援業務、健診センター運営支援業務、電話交換業務、図書室運営業務、地域医療連携部門業務については、患者数や病床利用率、利用者数、紹介患者数により業務量が変動する可能性があると思われませんが、どのようにお考えでしょうか。	業務量は変動しますが、配置人数を変更するほどの業務量の変動は想定しておりません。
169	93							医療消耗備品	サービス対価5(1) 医薬品等の調達費関連の支払対象となる業務には、医療消耗備品は含まれないのでしょうか。	含まれます。
170	93							達成値	サービス対価1(1)の「達成値」とは何を指しておられますか。	達成できた実績値となります。
171	94							病院の利益増額	「病院収支の観点から、病院の利益増額より小さくなければならず、合理的な提案のみを採用する」とありますが、「病院の利益増額」とは、達成値と目標値の差による利益の増額分ではなく、達成値と甲乙協議し設定した時点の値との差による利益の増額分との理解で宜しいでしょうか。	達成値と目標値の差による利益の増額分です。ただし、この目標値も甲乙協議により決定されるものです。
172	94							病院の利益増額	病院の利益増額とは、どのように計算されるのでしょうか。 例えば初診患者数が項目として採用された場合は、初診料のみではなく、初診患者が増加したことによる各種診療行為の増加や新入院患者数増加による派生利益増も含み、その計算方法等は甲乙協議の上、成功報酬の項目や単価等の設定時にあわせて決定されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
173	94							病院の利益増額	病院の利益とは、病院の医業損益を指すとの理解で宜しいでしょうか。 その場合、医業損益が損失であった場合や、悪化した場合も、目標値を達成した場合は、成功報酬は発生するとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、病院の医業損益だけではなく、医業外損益を含めた、純損益を指します。 後段については、医業損益が赤字であった場合や、悪化した場合でも、SPCの活動がなければ、さらに赤字幅が増えたり、悪化していたことが定量的に把握できる場合には、成功報酬は発生します。
174	94							サービス対価の算定方式	成功報酬単価及び目標値の例として、紹介患者数の例が記載されておりますが、あくまで「例示」と考えてよろしいでしょうか。経営支援業務や地域医療連携部門業務が事業者の業務範囲とはいえ、業務区分において目標数値の達成に対する責任は医師を統制される市側(病院側)にあると考えます。質問の主旨といたしましては、目標値が紹介患者数のように医療が主体となるようなものは設定の範囲から外しても良いと考えておりますがそれでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
175	94							成功報酬	成功報酬を設定する項目は、病院の経営戦略や戦術と強く関連性があると考えますが、成功報酬を計算するための項目や成功報酬単価及び目標値はどのような期間で見直されるのでしょうか、ご教示下さい。	事業者提案に委ねます。一度合意した内容について変更する場合は、契約変更の手続きとなります。なお、病院の経営目標を変更する時点で、見直します。
176	94							サービス対価1(1)の算定方式(目標値の設定)	当事業における目標値は支払単位である四半期ではなく年度毎に設定されるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者提案に委ねます。一度合意した内容について変更する場合は、契約変更の手続きとなります。
177	94							サービス対価1(2)の算定方式(用語の定義)	「合理的な提案」とは、下記二つの条件を満たす提案との理解で宜しいでしょうか。 条件1 成功報酬は病院の利益増額より小さく設定 条件2 目標値は病院の実績を基に設定	条件1については、御理解のとおりです。 条件2については、病院の経営目標がありますので、経営目標値と実績を考慮して決定します。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
178	94							支払スケジュール	サービス購入費1(1)及び(2)の支払スケジュールは「運営期間中の各年度につき4回、全72回に分けて乙に支払う」と理解しておりますが、初回の支払日をご教示下さい。	平成22年4～6月が第一四半期となり、7月末の支払いとなります。
179	94							サービス対価支払スケジュール	四半期に一度支払いのサービス対価についてですが、四半期末締めとは3, 6, 9, 12月をそれぞれ意味しているのでしょうか。また、固定的な運営費とは、基本的にその大部分は人件費であり、給与を3ヶ月に1度支払いとするわけにはまいりませんので、それを踏まえますと医薬品等の調達日関連支払方法同様に、毎月お支払いいただきたいと考えますがいかがでしょうか。3ヶ月に一度となれば、結局金利相当額は入札価格に盛り込まざるを得ず、価格面が重視されている今事業においてはご一考いただければと考えますがいかがでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、御意見として承ります。
180	95							対価支払い時期	「業務完了時」とは具体的にはいつになりますでしょうか(工事あるいは設計(例えば実施設計完了時)なのかを明らかにして頂けないでしょうか)。	サービス対価2(1)は、設計業務に関する対価であるため、それぞれ、実施設計業務の完了時となります。
181	96							支払スケジュール	サービス対価3(1)(固定的な運営費関連)のサービス対価の支払スケジュールも四半期毎の支払となっておりますが、モニタリング結果の反映や双方の事務量削減を考慮されて四半期毎の支払いを考えられているのではないかと思います。下請代金支払遅延等防止法や、事業費圧縮の観点から、サービス購入料の支払いを毎月として頂き、四半期毎にモニタリング結果を反映・調整するといった支払方法をご検討頂けませんでしょうか？	四半期ごとの支払いを設定した意図については、御指摘のとおりです。毎月支払いへの変更については、御意見として承ります。
182	97							サービス対価3(2)	食事の提供業務において、安定した運営を行うために、人件費を中心とした「固定費」プラス実績食数と食種別単価の「変動費」による支払いは可能でしょうか。	不可とします。
183	97							サービス対価3(2)(実需要数によって変動する運営費関連)	支払スケジュールについて「運営期間中の各年度4回、全60回」とありますが、これは病院と事業者間において適用されるものであり、事業者と協力企業間は、別途設定が可能と考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
184	97							支払いスケジュール	食事の提供業務において、サービス提供に必要な従業員の給与の支払いは毎月行う必要があるため、事業者への支払いも毎月に変更することは可能でしょうか。	御意見として承ります。
185	97							食種別単価	「食種別単価」を設定する「食種」をご教示下さい。	「食種別単価」を「食事単価」に事業契約書(案)を変更します。
186	97							検査項目別基準件数	検査項目別基準件数とは、入札説明書様式集_第60-9号様式別紙_検体検査業務の検査項目別単価の表の「基準件数(回/年)(A)」列の4分の1(3箇月当たり)との理解で宜しいでしょうか。違う場合は、ご教示下さい。	御理解のとおりです。
187	97							食種別の基準食数	入札説明書様式集_第60-9号様式では、食事の基準数量は一食当たり381食となっておりますが、食種別単価を設定する場合は、基準食数も食種別に設定されるとの理解で宜しいでしょうか。その場合の食種別の基準食数をご教示下さい。	No.185を御参照ください。
188	97							品目別基準洗濯量	洗濯業務の品目別基準洗濯量とは、入札説明書様式集_第60-9号様式別紙_洗濯業務の項目別単価の表の「予定洗濯数量(年間)」列の4分の1(3箇月当たり)との理解で宜しいでしょうか。違う場合は、ご教示下さい。	事業契約書(案)の当該部分を変更しました。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
189	98							サービス対価3(3)算定式係数	「係数2は「1」と固定し、係数1は「0～1」、係数3は「1～2」の範囲内で提案する」とありますが、「係数2は係数b、係数1は係数a、係数3は係数cの誤植ではないでしょうか。」	御指摘のとおりです。次のように事業契約書(案)を修正します。  係数1b、2b、3bは「1」と固定し、係数1a、2a、3aは「0～1」、係数1c、2c、3cは「1～2」の範囲内で提案する。
190	99							Xの公表時期	Xは後日公表とありますが、いつ公表頂けるのかご教示下さい。	第1回の対話までに公表することを予定しております。
191	99							支払手続	サービス対価3(3)は患者数等により変動する運営費ですが、患者数は事業者側の業務により変動する割合より病院自体の診療体制等により変動する割合が大きく、また、1～2ヶ月単位の患者数減少により事業者側個別業務の人員体制を変更していたのでは(減員していたのでは)、質の高い業務担当者の採用や維持は困難となり、業務レベルの維持・向上が図れなくなり、病院運営にとって大きなマイナスとなると思われます。 従って、係数をサービス対価に反映させるのは当該請求対象の四半期分ではなく、せめて当該請求対四半期が終了した半年後の支払に対して行うことを原則(事業者側に適切な減員を行える時間を与えること)とし、その間に患者数等の回復が見られる場合や、見込がある場合は、係数による減額がおこなわれない措置を講じるよう、再考して頂けませんでしょうか。	御指摘の点については承知しておりますが、患者数等が増加した際の業務量増加に対しては、支払い金額を増額させることができ、業務レベルを一定に保っていただきたいという考え方ももっております。 また、固定費、変動費のバランスは、事業者の提案の範囲となっておりますので、御指摘の点を踏まえながら、御提案ください。御理解の程、お願いいたします。
192	99							支払いスケジュールについて	支払いは年4回とのことですが、事業者側のキャッシュフローも考慮いただき、業務費用の受領については毎月の支払いとしていただくことは可能でしょうか。	御意見として承ります。
193	100							医薬品等の調達業務の人件費等	医薬品等の調達費関連のサービス対価は「Σ(単価×数量)」となっておりますが、事業契約書(案)第88条1項で配置が求められている当該調達業務の統括責任者や業務担当者の人件費や諸経費等はサービス対価のどの分類に反映され支払われるのかご教示下さい。	要求水準を満たす限りにおいて事業者提案に委ねます。
194	100							医薬品等の調達費関連	医薬品等の調達費関連のサービス対価は「Σ(単価×数量)」となっており、「単価」は選定事業者の提案をもとに設定することになっておりますが、選定事業者の入札提案時の単価が設定されるのでしょうか。 また、長い事業期間中には採用され購入する医薬品等の構成も大きく変わることや、薬価改定等で価格も大きく変動することが予想されますが、単価の改定についてどのようにお考えなのかご教示下さい。	前段については、入札提案時から業務開始時は約8箇月ですが、期間が短いため、原則入札提案時の単価を採用するものと考えています。ただし、ベンチマークを活用して、入札提案時の単価を業務開始までに改定し、さらにコストダウンを図る提案を妨げるものではありません。 後段については、要求水準書5p2に記載のとおり、年間2回の調達リストの見直しにより、単価を改定していきます。
195	100							医療機器等の調達業務の人件費等	医療機器等の調達費関連のサービス対価には、事業契約書(案)第78条1項で配置が求められている当該調達業務の統括責任者や業務担当者の人件費や諸経費等は含まれるのでしょうか。 含まれない場合は、サービス対価のどの分類に反映され支払われるのかご教示下さい。	要求水準を満たす限りにおいて事業者提案に委ねます。
196	100							サービス対価について	実際の物品の販売代金と日報作成等の業務費用を合わせた結果が調達業務のサービス対価となるのではなく、物品の販売代金は「協力企業側の仕入れ代金」となるため、減額対象から除外してください。情報提供やリスト作成・報告書作成等「業務」としての評価と物品の「販売代金」は切り分けて考える必要があると思います。	御意見として承ります。
197	104							主要な工事材料の変更	「著しい変更」とは、10%程度以上の変更を指すという理解でよろしいでしょうか。	協議により決定します。
198	104							改定率の計算方法	改定率の計算方法をご教示ください。	1(3)に記載のとおり、改定率は、改定率a、改定率bとなります。
199	107							サービス対価の改定方法	実需要数により変動するサービス対価3(2)については、「サービス対価」を「業務別の設定単価」と置き換えて、サービス対価の改定方法を理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
200	107							サービス対価の改定方法	患者数等により変動するサービス対価3(3)については、「サービス対価」は「業務別の固定額と係数を掛ける前の変動額」と置き換えて、サービス対価の改定方法を理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
201	108							市場実勢価格や患者数等の大幅な変動によるサービス対価の変更	「本件事業の業務と類似する業務の委託費の市場実勢価格の推移」とありますが、実勢価格の基準となるデータあるのでしょうか。	他施設事例などを参考にします。
202	108							市場実勢価格や患者数等の大幅な変動によるサービス対価の変更	「諸般の事情を勘案して、5事業年度に1度、見直しのための協議を行うことができる。」とありますが、5事業年度に1度にされた根拠は何かあるのでしょうか。 診療報酬改定が2年に1度行われ、情勢が大きく変わる可能性がある為、2事業年度に1度にしていただく事は出来ないでしょうか。	前段については、見直し業務の負荷、事業者の経営リスクなどを総合的に判断し、5事業年度に1度に設定しました。 後段については、御意見として承ります。
203	108							サービス対価の変更	医薬品等の調達費関連にかかるサービス対価5(1)については、医療制度改革や薬価改定ルールの変更のほか、業界や卸の再編など多様且つ大幅な変化が予想されるため、5事業年度に1度の見直しではなく、2～3年に1度の見直し協議を行うよう再考頂けませんでしょうか。	御意見として承ります。
204	109							モニタリングの実施とサービス対価の減額等	モニタリングによる減額のみならず、要求水準を大きく上回る業務を安定して提供していたと認められる場合には増額されるような手法を取り入れていただくことは出来ないでしょうか。	御意見として承ります。
205	111							各モニタリング実施計画書提出期限	セルフモニタリング、技術モニタリング①・②、財務モニタリングの各実施計画書の提出期限が事業契約締結後1箇月以内と早期の提出を求められておりますが、期限を延ばしていただくことは可能でしょうか。(例えば、全体マネジメント業務が開始する平成22年4月までに等)	御意見として承ります。
206	111							セルフモニタリング総合実施計画書	「セルフモニタリング総合実施計画書」の内容はどのようなものを想定されているのか、「セルフモニタリング実施計画書」との相違を含めご教示下さい。	モニタリング総合実施計画書は、技術モニタリング①、技術モニタリング②、サービスモニタリング、財務モニタリング①、財務モニタリング②の概要をまとめたものとなります。 なお、事業者が行うモニタリングは、上記のそれぞれを、セルフモニタリングと置き換えてください。
207	111							セルフモニタリング総合実施計画書	セルフモニタリング総合実施計画書の提出・確認の期限の目安として事業契約締結後1箇月以内となっておりますが、セルフモニタリング総合実施計画書は、甲乙協議のうえ「モニタリング実施計画書」を作成したあとになるのではないかと想定されます。セルフモニタリング総合実施計画書の提出・確認の期限の目安を「モニタリング実施計画書の策定後1箇月以内」に変更して頂けませんでしょうか。	No.205を御参照ください。
208	111							業務日報(毎日)	「乙は、セルフモニタリングの一環として、業務日報(毎日)及び業務報告書(毎月)を作成し、甲へ提出する。」ことになっておりますが、事業契約書(案)で各業務には「日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供する」ことが求められており、毎日の甲への日報提出は求められておりません。 どちらを正と理解すれば宜しいのでしょうか。	どちらも正としてください。No.21を御参照ください。
209	112							サービス対価の減額	「乙に対して注意又は是正勧告を行い、必要に応じてサービス対価の減額を行うものとする。」とありますが、乙による合理的な意見表明や協議の余地が必要と思いますが、可能でしょうか?	モニタリング委員会での協議が可能と考えています。
210	112							サービス対価の減額(是正勧告)	「…乙に対して注意又は是正勧告を行い…」とありますが、事業契約書(案)第128条1項には「改善勧告」とあります。 是正勧告と改善勧告どちらが正であるか、及び勧告の内容等につきましてご教示下さい。	是正勧告に統一し、事業契約書(案)を修正します。 勧告の内容は、要求水準書の当該事項を示し、求める水準を達成するように依頼し、その対応を求めることとなります。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
211	112							減額対象のサービス対価	サービス対価3(運営費関連)は帰責事由となった業務の対価が減額の対象となっています。これに対し、サービス対価4(維持管理費関連)にはそのような規定がありません。例えば環境衛生管理業務において10ポイントの減額が発生した場合に、サービス対価4全体に対して5%の減額が生じることとなります。つきましては、サービス対価3同様、帰責事由となった業務の対価を減額の対象とするよう変更をお願いします。	御指摘を踏まえ、「サービス対価4は、帰責事由となった業務の対価が減額の対象になる」に修正します。例えば、病院施設維持管理業務のうち環境衛生管理業務の要求水準未達では、病院施設維持管理業務のうち環境衛生管理業務の対価を減額させます。
212	112							減額されるサービス対価	モニタリングにより減額の対象となるサービス対価は、支払時期と合わせて四半期分のサービス対価から減額されるのでしょうか。	御理解のとおりです。
213	113							減額されるサービス対価	サービス対価4(維持管理費関連)についても、帰責事由となった業務の対価のみが減額の対象となるよう再考頂けませんでしょうか。	No.211を御参照ください。
214	113							減額されるサービス対価(調達費)	「医薬品の調達業務での要求水準未達では、医薬品の調達額を減額させる。」とありますが、医薬品の調達額とはΣ(単価×数量)を指すとの理解で宜しいでしょうか。当該理解が正しい場合、医薬品や診療材料の調達額そのものを減額されたのでは事業者として大変大きなリスクとなり、総事業費の増加や入札参加そのものが大変厳しいものになります。医薬品等の調達業務の減額については再考頂けませんでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、調達事務に関するモニタリングの一環であると考えています。事業契約書(案)に記載のとおり、帰責事由となった業務の対価を減額の対象とすることは合理的であると考えております。なお、減額の程度については、事業契約書(案)第128条に基づいて確定することとなります。
215	113							整備不良の判断	重大な事象として「整備不良による」設備機器の停止等がありますが、「整備不良」とはどのような基準により判断されるのでしょうか。適切な整備を日常行っていた場合は、突発的な設備機器等の停止は重大な事象としての減額ポイントは発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、整備不良の基準は、個別ケースにより判定することになります。後段については、突発的な設備機等の停止の帰責性によります。業務上の不備による停止であれば、当然に減額ポイントは発生しますが、不可抗力によるものであれば、減額ポイントは発生しません。
216	113							整備不良の判断	重大な事象として「病院総合情報システムのダウンの状態」とありますが、事業者側の業務範囲は「病院総合情報システムの運用管理業務」であり、維持管理は含まれておらず、システムダウンする原因の可能性を考えた場合、事業者が直接減額ポイントが発生するのは問題があるのではないのでしょうか。再考をお願い致します。	システムダウンの帰責性によります。事業者は、情報システムの運営管理を行っていますので、業務上の不備によりシステムダウンが発生したのであれば、減額ポイントが発生します。
217	113							事象の回復時間	「それぞれの事象の回復時間は甲乙協議のうえ、決定する。」とありますが、減額ポイントが発生しない短時間の免責的時間も設定して頂けるのでしょうか。短時間の免責的時間の設定をご検討下さい。	回復時間の協議時に、免責時間についても協議を行います。
218	114							重大な事象以外の事象	「業務要求水準が一定範囲内での未達の状態」とありますが、この場合の「一定の範囲内」とは具体的にどのように理解すればよろしいでしょうか。	個別ケースでの判断となりますので、ここではお示しできません。
219	114							減額ポイント	「減額ポイントが発生させる原因となる事象が数日間続いた場合、1日ごとに次の基準による減額ポイントが発生させる」とありますが、1件の事象に関して減額ポイントが複数回発生することになり、事業者のリスクが過大となりますので再考願います。	御意見として承ります。
220	114							減額ポイントの発生	「減額ポイントが発生させる原因となる事象が数日間続いた場合、1日ごとに次の基準による減額ポイントが発生させる。」とありますが、例えばP115の表「減額ポイントの、「重大な事象により是正勧告を行い、回復時間内に当該事象が解消されなかった場合」を適用すると、回復に3日かかるとそれだけで、30ポイントの減額ポイントとなり、当期のサービス対価が半分以下となります。これは余りにも過大な事業者側のリスクであると思われ、短期の回復が困難と思われる場合は病院側と協議の上、代替案に切り替え等の一次対応を取る事を前提に当該期間は減額ポイントの累積を止める等、猶予策のご検討をお願いします。	代替案の内容にもよりますが、切替え等の一次対応の措置により、当該事象が解消されたと判断します。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
221	115							サービス対価の減額	サービス対価の減額について、四半期ごとのポイントの合計値により当期の減額の割合を決定し減額が行われ、次期には業務水準が保たれていれば、減額は解除されるとの認識でよろしいでしょうか。	減額が解除されるという意味が分かりかねますが、一旦減額したものを復活させて、次期の支払いに追加するという意味であれば、そうした運用はいたしません。また、次期において、要求水準が保たれていれば、次期の支払いは予定金額どおりに支払います。
222	115							表 サービス対価1, 3, 4(維持管理, 運営費相当)の減額	「サービス対価ごとの当期の減額ポイントの合計、サービス対価の減額割合」とありますが、 ①減額ポイントについて、例えばサービス対価3であれば、カテゴリーに含まれる全業務(医療機器保守点検業務、医療ガス供給設備の保守点検業務・・・等)を通じてのポイント合計という意味でしょうか。それとも、業務ごとのポイント合計という意味でしょうか。 ②サービス対価の減額割合について、例えばサービス対価3であれば、カテゴリーに含まれる全業務(医療機器保守点検業務、医療ガス供給設備の保守点検業務・・・等)を通じてのサービス対価に減額割合を乗算して減額するという意味でしょうか。それとも、業務ごとの対価に対して減額割合を乗算して減額するという意味でしょうか。 もし、①②ともに前者の考えであった場合、サービス対価3の額が大きくなる為、減額のペナルティが厳しいように思われます。後者の業務ごとのポイント合計値による減額としていただくことは出来ないでしょうか。	①②ともに、後者の考え方となります。 ①については、業務ごとのポイント合計という意味となります。 ②については、業務ごとの対価に対して減額割合を乗算して減額するという意味となります。
223	115							サービス対価の減額割合	サービス対価1, 3, 4(維持管理費, 運営費相当)の減額ポイントの合計に応じたサービス対価の減額割合(1ポイントにつき●%の減額)が定められていますが、減額割合が先事例と同様のポイント制により減額割合を定めようとしている事例より過大であり、個別業務を行う中小の協力企業では負担できない減額割合だと考えます。民間側のリスク増大による総事業費の増加も考慮頂き、減額割合の低減を再考頂けませんでしょうか。	減額の対象を帰責業務に限定していることから、他の先事例と比較しても、過大とは考えておりません。御理解の程、お願いします。
224	115							要求水準未達の場合の措置	表:減額ポイントに「患者の身体生命に影響する重大な事象が発生した場合」とありますが、検体検査業務における重大の事象についての具体例をご教示下さい。	例としては、誤った検査結果の報告により、医師が誤った治療を行ったことによる身体生命の危機が発生した場合が想定されます。
225	116							サービス対価の減額割合	サービス対価5(2)(調達費)の減額の表が記載されていますが、P113.2.(2)のなお書きには、「サービス対価5(2)はモニタリングによる減額はおこなわない」とあります。当該表はサービス対価5(1)(医薬品等の調達関連)の誤りではないでしょうか。	誤りですので、5(1)(医薬品等の調達業務)に修正します。
226	116							サービス対価の減額	表 サービス対価「5(2)」となっておりますが、「5(1)」が正確ではないでしょうか。	No.225を御参照ください。
227	116							サービス対価の減額割合	サービス対価5(1)(医薬品等の調達関連)は、どのようなメカニズムで減額されるのか、「ベンチマークの設定」や「医薬品・診療材料等調達基準」とあわせて、詳しく具体的にご教示下さい。	要求水準及び事業者提案どおりに事業者が調達できていないと客観的に判断できた場合に、減額ポイントを発生させます。ベンチマークは、客観的な判断を行うために利用する一指標となります。
228	116							同一のサービス対価における3期連続しての減額措置	「同一のサービス対価において3期連続して減額措置が行われた場合には、甲は、6箇月以内(休日を含む。)に事業契約を解除又は事業契約の一部を解除することができるものとする。」とありますが、同一のサービス対価であっても帰責事由となった業務が異なる場合は当該規定は該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
229	119							各期限, 期日	括弧でくくられた期間は今後変更されるのでしょうか。	甲乙協議により確定する予定です。
230	120							回答書記載事項	「甲が定める事項」とありますが、具体的にどのような事項が予想されますか。	個別ケースによるため、ここではお示しできません。
231	121							合意が成立しなかった場合の手続き	合意が成立しない場合、甲が一方的に「要求水準書を変更する」ともなるとされていますが、その場合の業務の解約又は解約に向けての手続きはどのようにお考えでしょうか。	本市及びSPCにより、定期的な会議体を設け、協議することになります。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
232	121							乙の解除権	乙の解除権についても規定して頂けないでしょうか。	御意見として承ります。
233	121							乙による要求水準の変更	「乙は、随時、・・・要求水準又は業務範囲の変更を提案することができる。」とありますが、「事業期間終了まで随時」との理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
234	123							変更後のサービス対価に不服がある場合	乙に帰責性が無い場合ですので、一部解約によって処理するのではなく、別紙18及び19に従って処理するべきではないでしょうか。	業務仕様書等を変更するために発生する追加的費用は、別紙18及び19に従って処理致します。その後のサービス対価の変更については、本項の処理となります。仕様書を変更することで、入札条件と異なる状況も想定されるため、一部解約ができる規定としています。
235	123							業務仕様書等を変更する判断事象	「技術革新等」とありますが、「等」が予定しているものは具体的にどのようなものでしょうか。	病院機能の変更は想定されます。
236	123							サービス対価の変更に関する合意が成立しない場合	乙に帰責性が無い場合ですので、一部解約によって処理するのではなく、別紙18及び19に従って処理するべきではないでしょうか。	No.234を御参照ください。
237	123								「業務別使用書等の変更による・・・」は、「業務別仕様書等の変更による・・・」が正ではないでしょうか。	誤植ですので、「業務別仕様書等」に事業契約書(案)を修正します。
238	123							乙の解除権	乙の解除権についても規定して頂けないでしょうか。	御意見として承ります。
239	124							業務開始後一定期間の規定除外	「2から14の規定は、軽微な変更には適用しない。」との記載がありますが、業務開始後の一定期間は業務仕様書や業務マニュアルの変更が少なからず発生すると想定されますので、迅速な変更手続きによる業務の効率的な運用のため、「業務開始後6箇月間は2から14の規定は適用しない」旨の追記を検討頂けませんでしょうか。	御意見として承ります。
240	125							法令変更による追加的費用の負担割合	上記以外の法令変更の場合、乙負担割合が100%となっていますが、例えばどのような法令変更を想定されていますでしょうか？	現時点では想定されません。
241	125							法令変更の範囲	法令変更には、関係監督官庁からの通知や通達も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。「法令変更」の定義を御参照ください。
242	126							不可抗力による損害等の負担割合について	乙が負担すべき負担率の上限は1%という記述がありますが、1%と定められた根拠をご教授いただければと存じます。これまでの契約書の内容は、乙の責めに帰する内容についてはほぼ乙が一切の責任を負うことになっております。不可抗力はもちろん甲の責めに帰するものでないことも重々承知しておりますが、相互のパートナーシップを考慮いたしますと、当然といえば当然ではありますが全般的に甲にとって非常に有利な事業契約書(案)であり、この箇所についてだけの質問ということでもなくなるのですが、そのあたりにつきましてご一考いただくことは可能でしょうか。	1%の設定根拠については、多少なりとも損害拡大を食い止めるよう協力していただくためです。全般的に甲にとって非常に有利な事業契約書(案)であるとの御指摘については、甲乙双方が責任をもって事業を遂行することが必要であることから、真摯に受けとめ、可能な範囲で、事業者の御要望を取り入れてきたいと考えております。
243	126							追加的費用	「追加的費用」は不可抗力により乙に生じた損害を回復する相当額を含むことを明確にして頂けないでしょうか。	当該費用も含まれます。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答
		本文								
		章	節	条	項	(1)	ア			
244	1	1		3	2			病院で加入している保険 貴病院運営に関して、加入している(あるいは加入予定)の保険・共済等の種類及びその概要に付きご教示下さい。特に施設損害に関連する建物共済につきましては、補償金額、補償する損害の種類、求償権更新お考え方等についても、ご教示下さい。	<p>当院が加入している保険、共済等は次のとおりです。</p> <p>①建物総合損害共済 社団法人全国市有物件災害共済会 ②駐車場賠償責任保険 三井住友海上火災保険株式会社 ③動産総合保険(経理係金庫内保管分) 東京海上日動火災保険株式会社 ④動産総合保険(医事課金庫内保管分) 東京海上日動火災保険株式会社 ⑤動産総合保険(自動精算機保管分) 東京海上日動火災保険株式会社 ⑥救急車自賠責保険 日本興亜損保株式会社 ⑦医師賠償責任保険 株式会社損害保険ジャパン ⑧産科医療保障制度 財団法人日本医療機能評価機構</p> <p>このうち、建物総合損害共済については、補償対象は、建物と10百万円以上の備品で、補償金額は7,476百万円です。社団法人全国市有物件災害共済会の求償権の考え方については当方では承知しておりませんが、第三者の行為により生じた損害に対する補償に当たっては、加入者が損害賠償請求できる場合は請求を行ったうえで、損害額が賠償額を上回る場合は、その上回った部分について補償されることになっております。補償される主な損害の種類については、次のとおりです。</p> <p>①火災に係る損害 ②落雷に係る損害 ③破壊行為に係る損害 ④風災又は水災に係る損害</p>	
245	1	1		3	2			乙に対する損害賠償 全事業期間を通じて、万一、乙の責に帰すべき事由により、甲の所有する本件病院施設等を損傷させた場合は、まず甲が加入される建物共済等により損失を補償し、それで不足する損害・増加費用につき乙に対して損害賠償請求するという考え方でよろしいでしょうか。	No.244で回答しましたように、事業者の責に帰すべき事由により病院施設等が損傷された場合は、事業者に損害賠償請求します。	